

福祉に関する

3つの計画を策定しました！



町では、令和3年度から7年度を計画期間とする「第2期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、令和3年度から5年度を計画期間とする「寄居町高齢者保健福祉計画」および「寄居町障害者計画・第6期寄居町障害福祉計画(第2期寄居町障害児福祉計画)」を策定しました。ここでは各計画の概要についてお知らせします。各計画の推進について、町民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。なお、計画の全文については、町公式ホームページで閲覧できます。

☎福祉課(☎581・2121内線121・123)

第2期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本理念

町に暮らす、すべての人が地域福祉の担い手として、助け合いながら魅力ある人づくりを進め、安心・快適に共に生きる幸せに満ちたまちづくりを進めるため「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念として決めました。

計画の概要

本計画は『社会福祉法』に基づき、住み慣れた地域で高齢者や障害者、子どもたちが安心して暮らせるように、行政、保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める社会福祉協議会の地域福祉活動計画を、一体的に策定しました。さらに、福祉の提供と一体的に権利擁護の強化も図るため「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」を含む計画としました。

寄居町高齢者保健福祉計画

基本理念

地域のみんで支えあい、高齢者一人一人が孤独や不安を感じることなく生活していけるまちづくりを目指すため「支えあい みんながともに暮らすまち よろい」を基本理念として決めました。

計画の概要

本計画は『老人福祉法』に基づき策定され、高齢者の心身の健康保持および生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、介護サービスや介護予防事業、住民による自主的活動等として実施される介護予防の取り組み、認知症等の予防のためのサービス、ひとり暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供等、福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。高齢社会へ総合的に対応するまちづくりの指針であるばかりでなく町民活動との連携の指針となるものです。

寄居町障害者計画・第6期寄居町障害福祉計画(第2期寄居町障害児福祉計画)

基本理念

地域のみんで支えあい、障害の有無にかかわらず、一人一人を大切にすまちづくりを進めるため「すべての人が支えあう、地域共生のまち よろい」を基本理念として決めました。

計画の概要

本計画は、寄居町障害者計画、第6期寄居町障害福祉計画、第2期寄居町障害児福祉計画を一体的に策定しています。「寄居町障害者計画」は、『障害者基本法』に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画です。「寄居町障害福祉計画」は、『障害者総合支援法』に規定された障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。また、障害者の自立と社会参加を実現するために必要なサービスを計画的に提供するための障害福祉サービスの目標値や見込量等を定めています。「寄居町障害児福祉計画」は、障害児通所支援および障害児相談支援の提供の確保に関する計画です。

4月1日から

病後児保育が始まります！



町では、病気の回復期にあるお子さんについて、保護者の勤務の都合等により家庭での保育や集団保育が困難なときに、施設でお子さんを一時的に預かる「病後児保育」事業を開始します。

☎子育て支援課(☎581・2121内線201・202)

▶対象児童

次の①～④の条件をすべて満たす児童

- ①町内に住所を有する、生後6カ月から小学校6年生までの児童
- ②病気の回復期にあり、安静の確保に配慮する必要があるため、集団での保育が困難な状態にある児童
- ③保護者が勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等のやむを得ない理由により、家庭での保育が困難な状態にある児童
- ④病後児保育の利用が可能であると医師が認める児童

▶実施場所

ようど保育園内病後児保育室よりい(用土133-1)
(☎577・8316)

▶利用日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時～午後6時

▶利用定員

1日4人(申込順)

▶利用料金(保育料)

児童1人当たり、1日2,000円(飲食費は別)

▶対象となる疾患および回復期の範囲

- 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等の児童が日常的に患するおそれのある疾患
⇒急性期を経過したとき
- 気管支炎、ぜん息等の呼吸器系疾患
⇒発作が治まったとき
- 麻疹、水痘、風しん等の『学校保健安全法』施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する伝染性疾患
⇒ほかの児童に感染するおそれのある感染期を経過したとき
- 骨折、熱傷、火傷等の外傷性疾患
⇒症状が安定したとき
- 上記のほか医師が、病後児保育が可能と判断した病気
⇒医師が、病後児保育が可能と判断したとき

利用方法

①事前登録手続き

利用を希望する場合は、事前に「寄居町病後児保育利用者登録申請書」の提出が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、子育て支援課に提出してください。申請書の内容が要件を満たしていれば、町から「登録承諾通知」を送付します。

②仮予約

ようど保育園内病後児保育室よりい(☎577・8316)へ電話で仮予約をしてください。

③寄居町病後児保育診療情報提供書の記入依頼

医療機関を受診し、医師に「寄居町病後児保育診療情報提供書」の記入をお願いしてください。

④本予約

「寄居町病後児保育診療情報提供書」の発行を受けたら速やかに、ようど保育園内病後児保育室よりいへ電話で本予約をしてください。

⑤病後児保育の利用

利用する当日に、町から発行された「登録承諾通知」と「寄居町病後児保育利用申込書」および「寄居町病後児保育診療情報提供書」をようど保育園内病後児保育室よりいへ提出して利用してください。

⑥病後児保育が終了したら利用料金等の支払いを行ってください。

※申請書、提供書、利用申込書は、子育て支援課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。



▶ようど保育園



▶病後児保育室よりい